

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関連する対応方針⑧

発行日：2021年9月30日

NITE 認定センター（IAJapan） 所長

平素より、弊センターの認定・登録業務にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
2021年9月30日で緊急事態宣言が全面的に解除されることを踏まえ、2021年10月からの弊センターの対応方針を以下のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。

（変更の概要）

- ・感染リスクを極力減らすため、引き続き“遠隔審査”を基本としています。
- ・“現地審査”は、緊急性の高い案件だけに限らず、実施時期の感染状況や必要性を見極めた上で実施の可否を判断します。
- ・“新規申請”及び“拡大申請”は通常どおり受け付けます。

宣言は解除されましたが、弊センターでは引き続き、職員の在宅勤務の割合を高めて対応をしておりますので、お手数をかけて申し訳ありませんが、本件に関するご不明の点は、弊センターウェブサイトでご確認いただくか、メールにてご連絡をお願いいたします。

0 現地審査の実施について

感染拡大防止の観点から、遠隔審査による対応を基本とします。

ただし、遠隔審査の実施に何らかの制約がある場合や現地に訪問しなければ円滑な審査の実施が困難な場合には、**現地審査の必要性や感染状況を考慮して実施の可否を判断します。また、現地審査を実施する場合には**感染防止対策を徹底した上で現地審査を実施します。

1 新たな登録・認定範囲に対する審査の実施

新規申請や拡大申請については、**通常どおり受け付けます。**

2 遠隔審査の受け入れに関するご協力をお願い

認定センターでは遠隔審査を活用し、事業者及び審査員のみなさまが接触する機会を最小限にすることで、新型コロナウイルス感染症に対する感染リスク低減に努めています。

遠隔審査の実施に際しては、書類等の電子化、コミュニケーションツールを活用するための環境整備、操作方法の習熟などが求められ、事業者及び審査員のみなさまに今までとは異なる部分でのご負担をおかけしておりますが、感染拡大防止には移動や接触機会を減らすことが重要ですので、感染者数が増加している間は遠隔審査の受け入れにできるだけご協力くださいますようお願いいたします。

なお、一部の項目を事情により確認することができない場合には、遠隔審査と現地審査を組み合わせて対応するなど、感染防止への配慮を行いつつ個別に対応いたします。

3 書面・押印・対面による手続きについて

行政手続きにおけるデジタル化の推進及び新型コロナウイルス感染症対策の一環として、認定・登録の取得に必要な各種手続きについて、書面・押印・対面による手続きをできる限り減らすための取組みを進めています。

2020年12月23日公表のNITE全体の対応方針を踏まえ、認定センターとしての対応を公表いたしましたので、ご確認とご協力をお願いいたします。

(NITE 全体版)

<https://www.nite.go.jp/information/news20201223.html>

(認定センター版)

<https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/20210108.html>